

美教第2422号
令和8年1月30日

保護者様

美祢市教育委員会

令和8年度各種援助制度について（お知らせ）

美祢市では、児童・生徒を小・中学校に就学させることが経済的に困難な家庭に対して、給食費や学用品費など学校で必要な費用の一部を補助する制度（就学援助）を実施しています。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒がいる保護者に対して、経済的負担を軽減するための援助制度（特別支援教育就学奨励費）を実施しています。

つきましては、申請を希望される方は、下記のとおり手続をお願いします。

記

就学援助について

- 認定要件等詳細についてはQRコードから
市ホームページをご確認ください。
紙媒体が必要な方は、学校又は下記担当者へご連絡お願いします。
- 申請に必要な書類



全員

- (1) 就学援助申請書
- (2) 振込を希望する通帳の写し（口座番号、支店名が確認できる箇所）
※申請者名義に限る
- (3) 令和7年分の世帯の収入がわかる書類（源泉徴収票、確定申告の写し等）
※収入がない方も、収入のない証明をするため税務課で申告してください。
提出が難しい場合は、御相談ください。
※令和8年1月1日に市外在住の方は、下記申請期間内に申請のうえ、後日世帯全員分の令和8年度所得・課税証明書の提出が必要です。

該当する方のみ

- (4) 認定要件で、証明が必要な方は、事実が証明できる書類
(児童扶養手当証書等)
- (5) 借家の方は家賃を確認、証明できるもの（契約書の写、領収書等）

申請時期・受付場所は裏面をご確認ください。

3 申請期間（4月認定の申請受付期間）

令和8年4月6日（月）～令和8年5月20日（水）（土日祝日を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

※申請期間が過ぎた場合は申請月の翌月からの認定となります。

4 受付場所

美祢市教育委員会事務局 学校教育課（市役所本館2階7番窓口）

TEL0837-52-1118

美祢市教育委員会事務局 大田公民館（美祢市美東地域まちづくりセンター内）

TEL08396-2-5555

美祢市教育委員会事務局 秋吉公民館（美祢市秋芳地域まちづくりセンター内）

TEL0837-62-1924

特別支援教育就学奨励費について

1 援助が受けられる方

美祢市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の方で児童・生徒の属する世帯の前年中の総所得金額（社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除）が文部科学省の定める需要額の2.5倍未満である方。

※生活保護法に基づく教育扶助又は就学援助を受給している場合は、重複しての支給はできません。

2 援助の内容について

○学用品費 ○通学用品費 ○校外活動費 ○通学費 ○修学旅行費
○新入学児童・生徒学用品費 ○学校給食費 ○オンライン学習通信費

3 その他 対象者へは5月中旬に個別に御案内します。

家庭におけるWi-Fi環境整備支援補助金

対象者

オンラインによる家庭学習を実施するために児童生徒等の自宅において新たにWi-Fiルーターによる通信環境の整備を行い、過去に「美祢市家庭におけるWi-Fi環境整備支援補助金」を交付されたことがない下記の者

- ・市内に住所を有し、かつ、美祢市立小中学校に在学する児童生徒の保護者
- ・学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち翌年度初めから美祢市立小学校に就学予定の者の保護者



詳細はホームページからご確認ください。

御不明な点は、学校教育課までお問い合わせください。